

風俗営業を
始めようとする
皆さんへ

風俗営業のお店を開業したいときは？ 用途地域や保全対象施設からみた 営業制限地域があります！



これらの
施設の周辺は
営業制限地域
があります

風俗営業保全対象施設



詳しくは
こちら



草加警察署【生活安全課】
〒340-0044 草加市花栗3-2-23
電話048-943-0110(代表)

申請書の
ダウンロード
はこちら

埼玉県警察
(風俗営業等に関する申請手続き)
<http://www.police.pref.saitama.lg.jp>
保安課 電話048-832-0110

〈協力〉

草加市役所【くらし安全課】
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
電話048-922-3607

埼玉県で風俗営業が禁止されている地域

埼玉県では地域が第一種地域から第五種地域まで分類されており、下記の第一種地域が風俗営業が禁止される地域となります。

第一種地域

- ・第一種低層住居専用地域
- ・第二種低層住居専用地域
- ・第一種中高層住居専用地域
- ・第二種中高層住居専用地域
- ・第一種住居地域
- ・第二種住居地域(4, 5号営業のみ一般国道の境界線から30m以内の地域を除く)
- ・準住居地域(4, 5号営業のみ一般国道の境界線から30m以内の地域を除く)
- ・田園住居地域
- ・国家公安委員会規則で定める地域(新座市、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、さいたま市岩槻区、白岡市の一部)

保全対象施設

埼玉県では保全対象施設として学校、図書館、児童福祉施設、病院、診療所、特別養護老人ホームが指定されています。特別養護老人ホームが指定されるのは1都3県では埼玉県だけです。大宮の駅前には第五種地域に指定され、他の地域と比較して制限が大幅に緩和されるのが特徴です。

用途地域	保全対象施設	保全対象施設までの距離
第二種地域	学校(大学を除く)	100m以上
	大学 図書館 児童福祉施設 病院、診療所(8人以上の患者を入院させる施設を有する) 特別養護老人ホーム	70m以上
第三種、四種地域	学校(大学を除く)	70m以上
	大学 図書館 児童福祉施設 病院、診療所(8人以上の患者を入院させる施設を有する) 特別養護老人ホーム	50m以上
第五種地域	学校(大学を除く)	50m以上
	大学 図書館 児童福祉施設 病院、診療所(8人以上の患者を入院させる施設を有する) 特別養護老人ホーム	50m以上

第二種地域	第一種地域、第三種地域、第四種地域及び第五種地域以外の地域
第三種地域	商業地域
第四種地域	さいたま市大宮区宮町4丁目25番1～6、9、10、13～17、21～23、26、28、29、3 さいたま市大宮区宮町4丁目26番1～4 さいたま市大宮区宮町4丁目28番1～5 さいたま市大宮区宮町4丁目29番1～4 川口市西川口1丁目13番1～14、16～19
第五種地域	さいたま市大宮区仲町1丁目、2丁目

風俗営業とは？

接待飲食等営業	1号営業	キャバレー、料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
	2号営業	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの(1号該当除く)
	3号営業	区画席飲食店	喫茶店、バー、その他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下
遊技場営業	4号営業	マーチャン店、パチンコ店等	マーチャン店、パチンコ店その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
	5号営業	ゲームセンター等	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える設備その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業